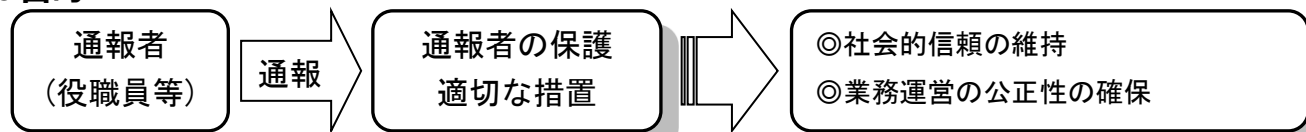


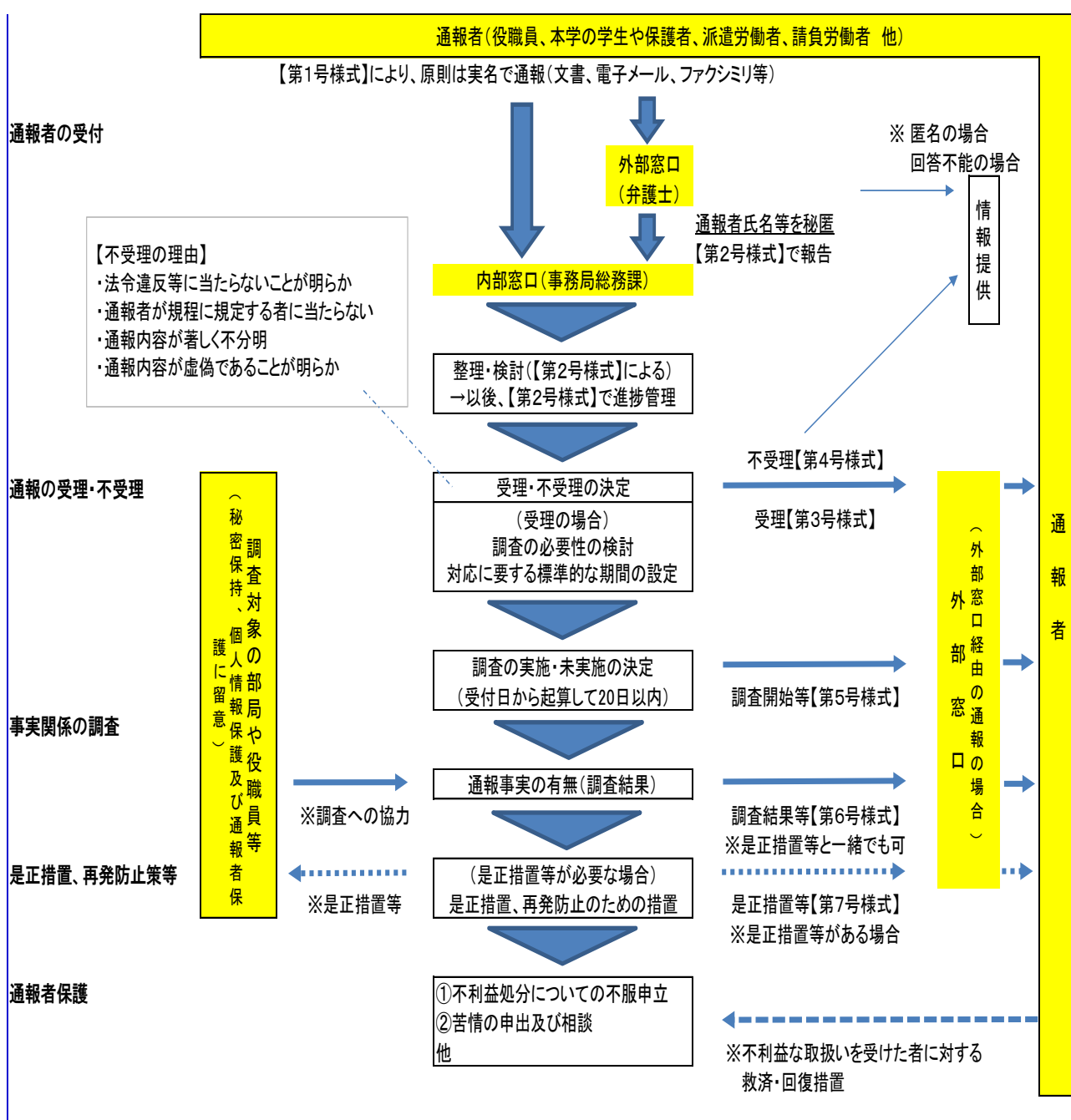
公立大学法人三重県立看護大学公益通報制度 概要

●目的



- ※ 役職員等 役職員、本学の学生や保護者、派遣労働者、請負労働者 他
- ※ 通報の対象 法令、本学の規程等の違反またはこれに至るおそれのある行為

●通報のフロー



●各窓口の連絡先

◎内部窓口（事務局総務課）

- 文書送付先：〒514-0116 三重県津市夢が丘1丁目1番地1 事務局総務課
- 電子メール：koeki@mcn.ac.jp
- 電 話：059-233-5797 ※平日の9：00～17：00
- F A X：059-233-5666

◎外部窓口

弁護士 西澤 博 （にしざわ ひろし）

弁護士 木村 那津子 （きむら なつこ）

- 文書送付先：〒514-0004 三重県津市栄町2丁目466番地 楠井法律事務所
- 電子メール：nishizawa@kusui-law.com
kimura@kusui-law.com
- 電 話：059-229-1588 ※平日の9：00～17：00
- F A X：059-229-1120

●その他

- 通報に関する相談も可能です。
- 通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いを受けません。
- 通報は、原則として実名でお願いします。ただし、匿名の情報であっても法令遵守のために有益な情報が寄せられる場合もあることから、情報提供として取り扱います。
- 通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければなりません。不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的で通報してはなりません。